

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年御杖村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。